

赤ちゃんの駅

「赤ちゃんの駅」とは、誰でも自由におむつ替えや授乳ができるスペースの愛称です。
埼玉県では、多様な事業者等の協力の下、広く県内に「赤ちゃんの駅」の設置を進め、乳幼児を
持つ子育て家族が安心して外出できる環境づくりを進めています。

ご近所の「赤ちゃんの駅」やお出かけ先の「赤ちゃんの駅」は、埼玉県ホームページ「赤ちゃんの駅」
<http://www.saitama-support.jp/map/baby/> をご覧ください。

近所やお出かけ先
のお店や施設を
知っておくと安心です。
楽しい子育てに
お役立てください。



設置場所	横瀬町役場	横瀬町総合福祉センター	横瀬町スポーツ交流館
	横瀬町保育所	秩父ほうしょう幼稚園	横瀬児童館
	旧芦ヶ久保小学校	横瀬町町民会館	横瀬町活性化センター
	埼玉県県民の森	道の駅果樹公園あしがくぼ	ウォーターパーク・シラヤマ
	横瀬町活性化センター前 観光公衆トイレ	生川観光公衆トイレ	町民グラウンド上観光公衆トイレ
		宇根八坂神社観光公衆トイレ	横瀬駅前観光公衆トイレ

お問い合わせ

埼玉県福祉部 少子政策課 総務・子育てムーブメント担当 TEL 048-830-3343 / FAX 048-830-4784
子育て支援課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kosodate@town.yokoze.saitama.jp

子育て・子育て支援ガイドブック

発行：横瀬町

〒368-0072 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地
電話 0494-25-0111(代表) / FAX 0494-23-9349
<http://www.town.yokoze.saitama.jp/>

編集：横瀬町子育て支援課

平成30年2月

子育て・子育て支援ガイドブック



横瀬町



目次



町内の主な施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

子育てカレンダー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

1 妊娠から出産まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

- マイ・エンゼル支援事業
- 妊婦健康診査費の助成
- ほっとハグくむ...ママサロン♪
- パパ・ママ応援ショップ事業
- 出生連絡票
- 母子健康手帳の交付
- 妊婦訪問「はじめの一步」
- マタニティストレッチ
- 出生届
- 育児支援家庭訪問事業

2 子どもの健やかな成長を願う母子保健事業・・・・・・・・・・12

- 乳幼児健診
- 定期予防接種
- 新生児訪問(こんにちは赤ちゃん事業)
- はぐくみ相談・こどもの心の相談
- 定期予防接種費用補助金
- ブックスタート
- 乳幼児健康相談

3 子育て家庭を応援する助成・手当等・・・・・・・・・・・・・15

- 出産育児一時金
- 医療費の助成
- 紙おむつ排出用ごみ袋の支給
- 児童手当・児童扶養手当
- 小学校等入学祝い金
- 就学援助費の支給
- 出産祝い金
- 新婚世帯家賃補助
- チャイルドシート購入費補助金
- 多子世帯の保育料減免措置
- 検定受検料の助成
- 学校給食費の助成

4 子どもの障がいがあったら・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

- 手帳の交付
- 特別児童扶養手当
- 障害者総合支援法に基づくサービス
- 障害児福祉手当
- 医療費の助成
- 児童福祉法に基づくサービス

5 子どもを預けたいとき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

- ファミリー・サポート・センター事業
- 認定こども園(幼保連携型)
- 学童保育室
- 保育所
- 幼稚園
- 放課後等子ども教室

6 子ども同士・親同士の集まる場・・・・・・・・・・・・・・・・・・29

- ベビーマッサージ
- 横瀬児童館
- 育児学級 赤ちゃんくらぶ

7 子育ての相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31

- 子育て総合相談窓口
- 地域子育て支援センター

8 病気やけが、災害に備えて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32

- 急病のときの連絡先
- 子どもや乳幼児のための防災備蓄品
- 自動体外式除細動器(AED)の配備

9 子育てを応援するネットワークや事業・・・・・・・・・・・・・34

- 要保護児童対策地域協議会
- 母子愛育会
- 赤ちゃんの駅
- 児童虐待の防止
- パパ・ママ応援ショップ事業



※各種申請書等は、町等のホームページからダウンロードできます。

※掲載内容は平成29年4月現在の情報をもとに作成しており、内容が変更される場合があります。最新の情報は、「広報よこせ」や担当課でご確認ください。

町内の主な施設

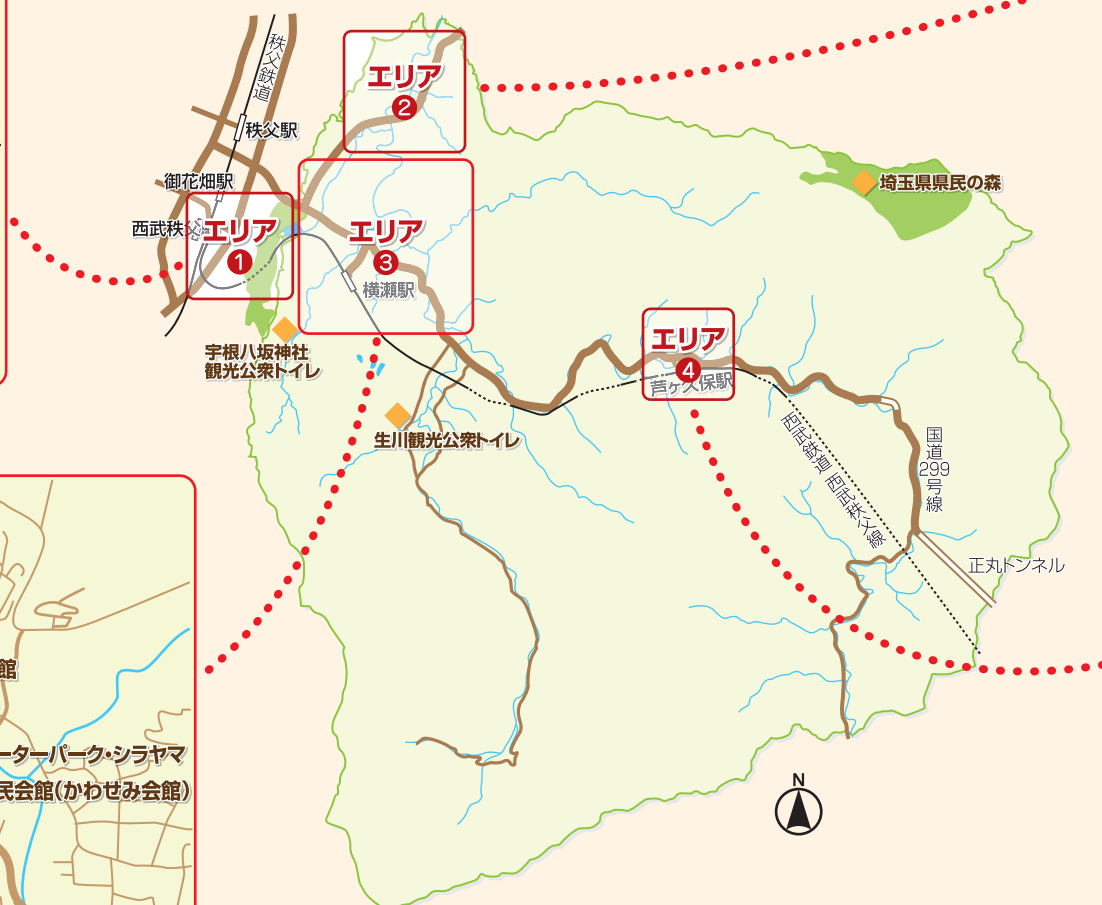
エリア①



エリア③



横瀬町イメージキャラクター「プコーさん」



エリア②

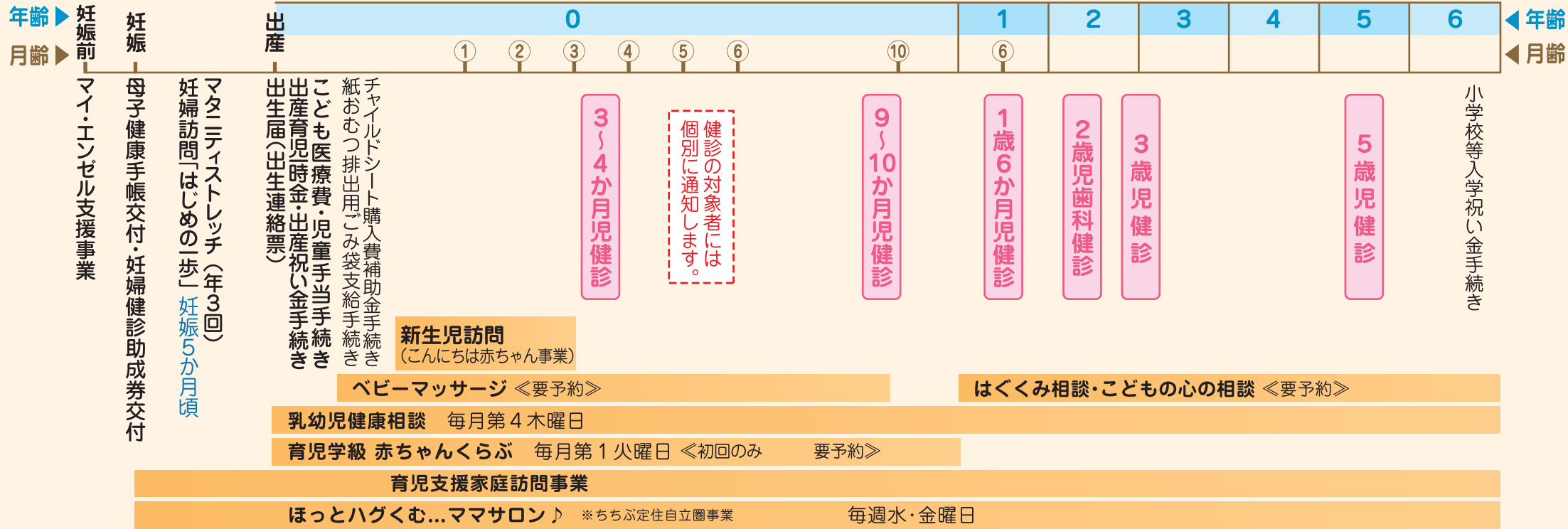


エリア④



- 子どもや子育てに関連のある公共施設
- 医療機関
- ★ 保育所・幼稚園・児童館・学童保育
- 小学校・中学校・特別支援学校
- ◆ 赤ちゃんの駅

子育てカレンダー



予防接種

予防接種は、法によって対象疾患や対象者および接種時期が定められた定期予防接種と、それ以外の任意予防接種があります。
 接種年齢や接種期間を過ぎると有料になる場合がありますので、接種の時期を守りましょう。

それぞれの予防接種の望ましい時期の例を示しています。実際に接種する種類とスケジュールは、かかりつけ医などと相談しましょう。

なお、今後の法改正等で接種方法等が変更されることがあります。

※詳しくは13ページをご覧ください。

定期予防接種名	乳児期					幼児期					学童期							
	2か月	3か月	4か月	5か月	6~8か月	9~11か月	12か月	15か月	18か月	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳以上
集団 BCG				1回														
二種混合																		11歳~13歳(1回)
個別 ヒブ	1回	2回	3回				追加1回											
小児用肺炎球菌	1回	2回	3回				追加1回											
B型肝炎	1回	2回			3回													
四種混合		1回	2回	3回			追加1回											
麻疹風しん混合							1回						2回		※幼稚園等の年長児(4月1日~3月31日)			
水痘							1回	2回										
日本脳炎										1回	2回	追加1回				2期1回		13歳まで
子宮頸がん																		13~14歳(3回)

対象者

標準的な接種期間

1 妊娠から出産まで

マイ・エンゼル支援事業

現在不妊・不育治療を受けているご夫婦に、不妊・不育治療に要した検査・治療・投薬料等の自己負担分の2分の1の額を助成します。ただし、当該額が100,000円を上回るときは、100,000円を限度とします。

※加入されている健康保険から自己負担分に係る給付を受けたときは、その額を控除して助成します。

対象者	以下すべてに該当するご夫婦 ① 法律上の婚姻をしていること（入籍後に開始した治療のみが対象になります。） ② 申請日において横瀬町に住居登録があること ③ 申請日において町税の滞納がないこと ④ 医療保険に加入していること
助成回数	同一のご夫婦に対して不妊治療で生涯3回、不育治療で生涯3回
申請に必要なもの	① 不妊・不育治療費助成金交付申請書 ② 不妊・不育治療医師証明書 ③ 不妊・不育治療費助成金交付請求書 ④ 医療機関が発行する領収書（原本） ⑤ 投薬があった場合は、薬剤内訳証明書および調剤薬局が発行する領収書（原本） ⑥ 健康保険証、印鑑 ⑦ 申請者本人名義の口座番号が確認できるもの（通帳、キャッシュカード等）
申請期間	申請の期間は、1回の申請につき、不妊・不育治療を開始した日の属する月から3年以内となります。医師の証明する治療期間終了日から1年以内に申請をしてください。なお、申請については1年度内に1回のみとなります。 ※1年度とは、4月1日から翌年3月31日まで

お問い合わせ

子育て支援課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kosodate@town.yokoze.saitama.jp

母子健康手帳の交付 ※個人番号（マイナンバー）が必要になります。

妊娠された町民の方に、母子健康手帳を子育て支援課の窓口で交付します。妊娠の届出をされる時は、下記のものをお持ちください。

妊婦本人が届出をする場合	① 妊娠届出書 ② 個人番号カードまたは通知カード ③ 本人確認ができるもの（運転免許証、パスポート等）
代理人が届出をする場合	① 妊娠届出書 ② 妊婦本人の個人番号カードまたは通知カード ③ 代理人の本人確認ができるもの（運転免許証、パスポート等） ④ 委任状

お問い合わせ

子育て支援課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kosodate@town.yokoze.saitama.jp

妊婦健康診査費の助成

妊娠中の健診14回分と超音波検査等の検査費用の一部を助成します。母子健康手帳の交付と同時にお渡しする「妊婦健康診査助成券」を、健診時に母子健康手帳と一緒に医療機関へ提出してください。

注意

妊婦健康診査助成券は、発行市町村に住所を有する場合のみ利用可能ですので、転出した場合は、転出先の市町村で交付している受診券等を利用してください。

助成費の事後申請

助成券を利用せず委託外医療機関等で受診した場合は、負担した健診費用のうち受診内容に該当する費用を申請することができます。

対象者	① 妊婦健診受診日において町内に住所を有し、母子健康手帳の交付を受けている方 ② やむを得ない理由で助成券を利用せず健診を受けてしまった方、または委託外医療機関で受診した方
申請に必要なもの	① 妊婦健康診査補助金交付申請書 ② 健診受診結果等必要事項が記載された母子健康手帳の写し ③ 受診した医療機関が発行した領収書の写し ④ 申請する健康診査に該当する助成券 ⑤ 印鑑 ⑥ 申請者本人名義の口座番号が確認できるもの（通帳、キャッシュカード等）
申請の時期	妊婦健診の受診日から起算して6か月以内に申請してください。

お問い合わせ

子育て支援課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kosodate@town.yokoze.saitama.jp

妊婦訪問「はじめの一步」

女性にとって特別な妊娠期を少しでも安心して過ごせるように、そして、無事に出産を迎えられるように、保健師がご自宅を訪問し、妊娠中の不安や心配事等の相談に応じます。訪問の時期は妊娠5か月頃で、希望によりその前後の時期に訪問することもできます。

対象者

妊娠中の方

利用方法

母子健康手帳交付時に、保健師から訪問についてお伝えします。

お問い合わせ

子育て支援課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kosodate@town.yokoze.saitama.jp



ほっとハグくお...ママサロン♪

秩父圏域1市4町（秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町）では、「ちちぶ定住自立圏事業」として、妊産婦等が抱える「妊娠・出産や子育てに関する悩み」を解消し、「妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援」を実施するため、「ほっとハグくお...ママサロン♪」を開設しています。お母さんと赤ちゃんの本来の持つ力を活かして、楽しく子育てができるように助産師がお手伝いする内容で、母乳相談から育児相談まで幅広い相談に対応します。相談は無料です。

対象者	妊婦、産婦および子育て中の方と子ども
会場	横瀬児童館
利用時間	毎週水・金曜日 午前の部 10時～12時／午後の部 13時～15時

お問い合わせ

子育て支援課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kosodate@town.yokoze.saitama.jp

マタニティストレッチ

妊娠中の体調管理やお産に向けた体づくりを中心にストレッチを行います。また、コミュニケーションの場としてご利用ください。

対象者	妊娠中の方
利用方法	電話で子育て支援課へお申し込みください。

お問い合わせ

子育て支援課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kosodate@town.yokoze.saitama.jp

パパ・ママ応援ショップ事業

「パパ・ママ応援ショップ優待カード」を協賛店舗で提示すると割引等のサービスが受けられる、妊娠中の方および子どものいる家庭への優待制度です。カードは子育て支援課で配布しています。詳しくは35ページをご覧ください。

お問い合わせ

埼玉県福祉部 少子政策課 総務・子育てムーブメント担当 TEL 048-830-3343 / FAX 048-830-4784
子育て支援課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kosodate@town.yokoze.saitama.jp

出生届

赤ちゃんが生まれたら、出生届を出しましょう。

届出に必要なもの	① 出生届書 ② 母子健康手帳 ③ 届出人の印鑑
届出の時期	生まれた日を含め14日以内
注意	届出は、本籍地、所在地、出生地のいずれかで行ってください。 国民健康保険に加入している場合は、出産育児一時金(→15ページ)が支給されます。

お問い合わせ

いきいき町民課 TEL 0494-25-0115 / FAX 0494-21-5155 / E-mail choumin@town.yokoze.saitama.jp

出生連絡票

赤ちゃんが生まれたら、早めに母子健康手帳と一緒に届出した出生連絡票を提出してください。後日、新生児訪問等のご案内をさせていただきます。

届出に必要なもの	出生連絡票
届出の時期	赤ちゃんの出生後、できるだけ早く提出してください。
注意	郵送、または子育て支援課窓口へ直接提出してください。

お問い合わせ

子育て支援課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kosodate@town.yokoze.saitama.jp

育児支援家庭訪問事業

出産後間もない育児や家事の負担を軽減し、安定したお子さまの養育環境を整えるため、ちょっとしたお手伝いが必要な家庭に保健師のほかに保育士、ヘルパー、助産師、栄養士等を派遣します。家事援助や育児・栄養指導などのお手伝いをさせていただきます。

対象者	育児不安や育児ストレスを感じており、育児や家事が負担になって困っている家庭
支援内容	① 産褥期の母子に対する育児支援や簡単な家事等の援助 ② 未熟児や多胎児等に対する育児支援・栄養指導 ③ 養育者の身体的・精神的不調状態に対する相談など ④ 若年の養育者に対する育児相談など ⑤ その他、養育相談や発達相談など
利用方法	事前に子育て支援課へご相談ください。

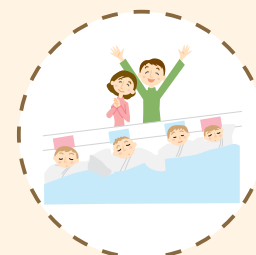
お問い合わせ

子育て支援課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kosodate@town.yokoze.saitama.jp

乳幼児突然死症候群（SIDS）から赤ちゃんを守ろう！！

乳幼児突然死症候群（SIDS）とは、それまで元気だった赤ちゃんが、事故や窒息ではなく、眠っている間に突然死をしてしまう病気です。原因は明らかではありませんが、以下のことを日頃から心がけることで発生を減らせることがわかってきています。

1. うつぶせ寝は避けましょう
2. できるだけ母乳で育てましょう
3. タバコは絶対にやめましょう



2 子どもの健やかな成長を願う母子保健事業

乳幼児健診

お子さんの健やかな成長を見守るため、乳幼児健診を利用しましょう。
対象者には、個別に通知します。

3～4か月児健診	身体測定、医師の診察、保健師による保健指導、管理栄養士による栄養相談を行います。
9～10か月児健診	身体測定、医師の診察、歯科衛生士によるブラッシング指導、保健師による保健指導、栄養士による栄養相談を行います。
1歳6か月児健診	身体測定、医師・歯科医師による診察、歯科衛生士によるブラッシング指導、保健師等による保健指導等を行います。
2歳児歯科健診	2歳4か月児および2歳10か月児が対象です。歯科医師による診察、歯科衛生士によるブラッシング指導・フッ素塗布、保健師等による保健指導等を行います。
3歳児健診	身体測定、尿検査、視力検査、聴力検査、医師・歯科医師による診察、歯科衛生士によるブラッシング指導・フッ素塗布、保健師等による保健指導等を行います。
5歳児健診	身体測定、医師・歯科医師による診察、歯科衛生士によるブラッシング指導・フッ素塗布、保健師等による保健指導等を行います。

お問い合わせ

子育て支援課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kosodate@town.yokoze.saitama.jp

定期予防接種費用補助金

重症の疾病にかかっている場合や長期の里帰り等で指定医療機関で定期予防接種が受けられなかった場合の予防接種費用を補助します。

対象者	① 重症の疾病に罹患している方 ② 身体または心身に重度の障がいがある方 ③ 家庭の事情等により必要と認められる方
申請に必要なもの	① 定期予防接種費用補助金申請書 ② 予防接種費用の領収書 ③ 予防接種済証または母子健康手帳 ④ 印鑑
注意	予防接種を受ける前に「定期予防接種申込書」を提出してください。 予防接種をした年度の3月末日までに申請してください。

お問い合わせ

子育て支援課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kosodate@town.yokoze.saitama.jp

定期予防接種

集団予防接種

予防接種名	対象者	標準的な接種期間	接種回数	会場
BCG	1歳未満	生後5か月～8か月	1回	総合福祉センター
二種混合	小学6年生	11歳以上13歳未満	1回	横瀬小学校

個別予防接種

委託医療機関に予約を取って、接種を行ってください。

予防接種名	対象者	標準的な接種期間	接種回数
ヒブ	生後2か月～5歳未満	生後2か月～7か月未満で接種開始	初回：3回(27～56日の間隔) 追加：1回(初回終了後7～13か月の間) ※生後7か月以上で接種開始すると、接種回数が変わります。
小児用肺炎球菌	生後2か月～5歳未満	生後2か月～7か月未満で接種開始	初回：3回(27日以上の間隔) 追加：1回(初回終了後60日間以上の間隔をあげ、生後12か月以降) ※生後7か月以上で接種開始すると、接種回数が変わります。
B型肝炎	1歳未満	生後2～9か月未満	27日以上間隔をあけて2回 その後1回目から139日以上あけて1回接種
四種混合	生後3か月～7歳6か月未満	1期初回：生後3か月～1歳 1期追加：1期初回終了後、1年～1年6か月の間	1期初回：3回(20日～56日の間隔) 1期追加：1回(1期初回終了後、1年～1年6か月の間)
麻疹風疹混合	1期：1歳～2歳未満 2期：幼稚園等の年長児	—	1期、2期 各1回接種
水痘	1歳～3歳未満 ※ただし、既に水痘にかかったことのある方は受けられません	初回：1歳～1歳3か月未満 追加：初回終了後、6か月～1年の間	初回：1回 追加：1回 (初回終了後、6か月～1年の間に1回接種)
日本脳炎	1期：生後6か月～7歳6か月未満 2期：9歳以上13歳未満	1期初回：3歳～4歳 1期追加：4歳～5歳 2期：9歳～10歳	1期初回：2回(6日～28日の間隔) 1期追加：1回(1期初回終了後おおむね1年あける) 2期：1回
子宮頸がん	小学6年生～高校1年生の女子	中学1年生(13歳相当)の女子	3回 ※接種を希望する場合は、子育て支援課へご連絡ください。

◎予防接種を受ける時の注意事項

1. 予診票は、ボールペン等の消えないもので記入してください。
2. 心臓血管系・腎臓・肝臓・血液疾患および発育障がい等の基礎疾患を有するお子さんが集団接種を受ける場合は、主治医の診断書が必要になります。
3. 過去に単純性熱性けいれんの既往があるお子さんも、最終けいれんから2～3か月経過していれば、接種が受けられます。その際、診断書は必要ありません。

お問い合わせ

子育て支援課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kosodate@town.yokoze.saitama.jp

ブックスタート

親子のふれあいと本についてのお話をして絵本をプレゼントしています。

利用方法 3～4か月児健診時にご案内します。

お問い合わせ

横瀬町立図書館 TEL 0494-22-2267 / FAX 0494-22-9012 / E-mail kaikan@town.yokoze.saitama.jp

新生児訪問（こんにちは赤ちゃん事業）

保健師が生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、発育・発達の相談や乳幼児健診、予防接種等の説明を行います。

利用方法 お子さんが生まれたら、出生連絡票を子育て支援課へ提出してください。日程調整の上で、家庭へお伺いします。

お問い合わせ

子育て支援課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kosodate@town.yokoze.saitama.jp

乳幼児健康相談

身体測定を行い、保健師が発達や育児に関する相談に応じます。離乳食の試食や栄養士による栄養相談もあります。

日時・会場 毎月第4木曜日 受付時間 10:00～11:30（祝日等により変更する場合があります）
総合福祉センター

対象者 町内に住所を有する0歳児から3歳児

利用方法 受付時間内に会場へお越しください。
栄養相談の受付時間は10:00～11:00（先着20名）となっています。

お問い合わせ

子育て支援課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kosodate@town.yokoze.saitama.jp

はぐくみ相談・こどもの心の相談

子どもがこころもからだも健やかに育ち、持てる力を最大限に発揮することができるよう、専門スタッフがことばや運動、子どもの心の相談等のさまざまな相談に応じます。

対象者 町内に住所を有するお子さんとその保護者

利用方法 電話で子育て支援課へお申し込みください。保健師が詳しいお話を伺います。

お問い合わせ

子育て支援課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kosodate@town.yokoze.saitama.jp

3 子育て家庭を応援する助成・手当等

出産育児一時金

出産児1人につき420,000円（産科医療補償制度加算の対象とならない出産については404,000円）を支給します。妊娠12週（85日）以上であれば、流産、死産でも支給します。

また、支給金額を上限として、分娩に伴う費用の支払いを町から直接医療機関等へ支払う「出産育児一時金直接支払制度」があります。

対象者	横瀬町国民健康保険の被保険者 ※社会保険に1年以上加入していた方で、社会保険の資格がなくなってから半年以内に産出した方は、加入していた社会保険からの支給になります。
申請に必要なもの	① 国民健康保険出産育児一時金支給申請書 ② 国民健康保険証 ③ 医療機関が発行した領収書 ④ 印鑑 ⑤ 申請者（世帯主）本人名義の口座番号が確認できるもの（通帳、キャッシュカード等）

お問い合わせ

いきいき町民課 TEL 0494-25-0115 / FAX 0494-21-5155 / E-mail choumin@town.yokoze.saitama.jp

出産祝い金

出産の奨励と子育て世帯への支援を目的とした制度で、第1子に30,000円、第2子に50,000円、第3子以降に100,000円を支給します。

対象者	① 子の父または母（養育する親がない場合は、この子を養育する方） ② 子の誕生日において町内に住所を有し、引き続き6か月以上住所を有する方 ③ 申請日において町税の滞納がない方
申請に必要なもの	① 出産祝い金受給資格認定申請書 ② 母子健康手帳 ③ 印鑑 ④ 申請者本人名義の口座番号が確認できるもの（通帳、キャッシュカード等）
申請の時期	誕生日から1年以内

お問い合わせ

子育て支援課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kosodate@town.yokoze.saitama.jp



医療費の助成

こども医療費

保護者が医療機関等の窓口で支払った医療費の一部負担金相当額を助成します。

対象者	町内に住所を有し、健康保険に加入しているこども(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)を養育している方
申請に必要なもの	① こども医療費受給資格登録申請書(受給資格登録の際に提出) ② こども医療費支給申請書(医療費支給申請の際に提出) ③ 健康保険証(子どものもの) ④ 印鑑 ⑤ 申請者本人名義の口座番号が確認できるもの(通帳、キャッシュカード等)
注意	健康保険から高額療養費や家族療養費附加金支給される場合は、その金額を差し引いて支給します。 また、学校等で加入している「災害共済給付制度」を利用する場合は助成の対象となりませんので、受給資格証は提示せずに受診してください。

ひとり親家庭等の医療費

ひとり親家庭等に対し、保護者が医療機関等の窓口で支払った医療費の一部負担金相当額を助成します。

対象者	町内に住所を有し、健康保険に加入している方で、 ① 母子家庭の場合：児童とその児童を育てている母 ② 父子家庭の場合：児童とその児童を育てている父 ③ 養育者家庭の場合：児童とその児童を育てている養育者(1名) ④ 父または母に一定の障がいがある場合：児童とその児童を育てている父または母(原則として当該障がいの状態にない父または母) 児童とは、18歳に達した日の属する年度末までを対象とします。 (一定の障がいがある児童は20歳未満まで)
申請に必要なもの	① ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書(受給資格登録の際に提出) ② ひとり親家庭等医療費支給申請書(医療費支給申請の際に提出) ③ 健康保険証(対象者全員のもの) ④ 印鑑 ⑤ 申請者本人名義の口座番号が確認できるもの(通帳、キャッシュカード等) ※その他、申請書に添付する書類が必要な場合があります。
注意	所得によって助成の対象外となる場合があります。

未熟児養育医療

未熟児で、入院して養育を受ける必要があると医師が認めた乳児に対して、指定養育医療機関での保険診療による入院医療費の自己負担分を助成します。

対象者	次のいずれかの症状に該当する未熟児で、入院して養育を受ける必要があると医師が認めた乳児(0歳児) ① 出生時体重が2,000g以下の乳児 ② ①以外の乳児で、生活力が特に弱く、以下のいずれかの症状を示す乳児 けいれん、運動異常/体温が摂氏34度以下/強いチアノーゼ等呼吸器、循環器の異常/くり返す嘔吐等消化器の異常/強い黄疸(おうだん)
支給内容	医療機関の窓口での支払いはありません。 ただし、所得により、自己負担金が発生します。 ◆支給期間 満1歳の誕生日の前日までであって、出生してから継続している入院治療期間
申請に必要なもの	① 養育医療給付申請書 ② 養育医療意見書(主治医に記載していただけてください) ③ 世帯調書 ④ 健康保険証(乳児または保護者のもの) ⑤ 印鑑 ※その他、事情に応じて必要な書類があります。
注意	申請は、出生した日から2週間以内に行ってください。

お問い合わせ

子育て支援課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kosodate@town.yokoze.saitama.jp

新婚世帯家賃補助

町内の民間賃貸住宅に居住する新婚世帯に家賃の一部を補助しています。

対象者	以下すべてに該当する世帯 ① 婚姻の届出後2年未満で、申請する年度の末日において夫婦いずれもが40歳未満の町税等に滞納のない世帯 ② 横瀬町に同一世帯として住民登録している世帯(公的住宅、社宅等事業主から無償で貸与されている住宅、親族が所有し、かつ居住している住宅等に居住する世帯は除きます。) ③ 夫婦いずれも居住用の住宅を所有していない世帯
支給内容	補助額は実質家賃額の1/2の額とし、10,000円が上限です。 補助期間は申請の翌月から12か月間です。補助金の支払いは9月と3月です。
注意	婚姻もしくは転居または転入の届出の日以後、3か月以内に申請してください。

※その他申請、補助額等について規定がありますので、詳しくは担当までお問い合わせください。

お問い合わせ

いきいき町民課 TEL 0494-25-0115 / FAX 0494-21-5155 / E-mail choumin@town.yokoze.saitama.jp

紙おむつ排出用ごみ袋の支給

乳幼児および障がい者、高齢者等の紙おむつ使用者のいる世帯の経済的負担の軽減を図るため、紙おむつ排出用に秩父広域市町村圏組合指定のごみ袋を支給します。
支給対象者1人につき、1か月当たり5枚、年間60枚以内を年度毎に支給します。

対象者	① 町内に住所を有する3歳の誕生日までの子どものいる家庭 ② 横瀬町紙おむつ給付事業実施要綱の規定により紙おむつの給付を受けている方
申請に必要なもの	① 紙おむつ排出用ごみ袋支給申請書 ② 母子健康手帳(上記の対象者①の方) ③ 印鑑
注意	前年度分を翌年度以降に繰り越して支給はしません。

お問い合わせ

子育て支援課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kosodate@town.yokoze.saitama.jp

チャイルドシート購入費補助金

乳幼児の交通事故防止と保護者の経済的負担を軽減するため、チャイルドシートを購入された方を対象に購入費の一部を補助します。

対象者	町内に住所を有し、母子健康手帳に市町村長から出生届出済証明を受けている子どもの保護者で、申請日前3か月以内にチャイルドシートを購入した方
申請に必要なもの	① チャイルドシート購入費補助金交付申請書 ② チャイルドシートの領収書(購入年月日、購入者氏名、購入品名、購入金額が記載されており、購入元の押印があるもの) ③ 母子健康手帳 ④ 印鑑
注意	チャイルドシート1台につき購入価格の2分の1以内(100円未満の端数切り捨て)の金額を補助します。 子ども1人につき1台、最高10,000円を補助の上限とします。

お問い合わせ

子育て支援課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kosodate@town.yokoze.saitama.jp

児童手当・児童扶養手当 ※個人番号(マイナンバー)が必要になります。

児童手当 出生や転入時に申請をしてください。

対象者	町内に住所を有し、中学校修了(15歳に到達後の最初の年度末)までの子どもを監護し、生計を同じくする父母またはその保護者
支給内容	<p>◆支給額 申請をした翌月分から支給します。</p> <p>3歳未満 一律 15,000円 3歳以上小学校修了前 10,000円(第3子以降は15,000円) 中学生 一律 10,000円 特別給付(所得制限額以上の世帯) 一律 5,000円</p> <p>◆支給時期 6月(2~5月分)、10月(6~9月分)、2月(10月~1月分)</p>
申請に必要なもの	<p>① 児童手当認定請求書 ② 健康保険証(手当受給者である父母または保護者のもの) ③ 印鑑 ④ 申請者および配偶者の個人番号がわかるもの(通知カード等) ⑤ 申請者本人名義の口座番号が確認できるもの(通帳、キャッシュカード等) ⑥ 単身赴任等子どもと別居する方は、子どもの属する世帯全員の住民票(本籍等を省略していないもの) ※子どもが外国に居住している方は、他に必要な書類がありますので、お問い合わせください。</p>
注意	支給認定を受けた後、引き続き手当を受け取るためには、毎年6月に現況届の提出が必要となります。児童手当の一部または全部を受給せず、町に寄附をして地域の児童の支援に役立てることができます。詳しくはお問い合わせください。

児童扶養手当 父母の離婚、死亡等によって父または母と生計を同じくしていない子どもや、父または母に一定の障がいのある子どもを育てている方に支給されます。

対象者	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している方(一定の障がいのある児童は20歳になるまで)
支給内容	<p>◆支給開始 申請をした翌月分から支給されます。</p> <p>◆支給時期 4月(12~3月分)、8月(4~7月分)、12月(8月~11月分)</p>
申請に必要なもの	<p>① 児童扶養手当認定請求書 ② 請求者および対象児童の戸籍謄本または抄本(請求日前1か月以内に発行のもの) ③ 請求者および対象児童の属する世帯全員の住民票(請求日前1か月以内に発行のもので本籍等を省略していないもの) ④ 年金情報や障がい状況が確認できるもの(年金手帳、身体障害者手帳等) ⑤ 印鑑 ⑥ 請求者および対象児童等の個人番号がわかるもの(通知カード等) ⑦ 申請者本人名義の口座番号が確認できるもの(通帳、キャッシュカード等) ※その他、事情に応じて必要な書類があります。</p>
注意	支給認定を受けた後、引き続き手当を受け取るためには、毎年8月に現況届の提出が必要となります。公的年金等を受給している方は、その金額が児童扶養手当額より低い場合は、その差額分の児童扶養手当を受給できます。請求する方やその配偶者および同居等生計を同じくしている扶養義務者(申請者の直系血族、兄弟姉妹)の所得により、手当の支給に制限があります。手当は埼玉県から支給されます。

お問い合わせ

子育て支援課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kosodate@town.yokoze.saitama.jp

多子世帯の保育料減免措置

同一世帯から2人以上の子どもが同時に保育所・認定こども園・幼稚園に通園している場合に、第2子以降の子どもの保育料を減額し、保護者の経済的負担を軽減します。

対象者	町内に住所を有し、保育所または認定こども園等に通園する子どもを養育している方
保育所 認定こども園 (2号、3号)	小学校就学前の子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子どもを第2子と数えます。第1子は全額負担ですが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。ただし、第1子が対象外となった場合(成長して小学1年生になった場合)は、それまで第2子だった子どもを第1子と数えます。
幼稚園 認定こども園 (1号)	年少から小学3年生までの子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子どもを第2子と数えます。第1子は全額負担ですが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。ただし、第1子が対象外となった場合(成長して小学4年生になった場合)は、それまで第2子だった子どもを第1子と数えます。
注意	減免対象は、子ども・子育て支援新制度へ移行した認定こども園等となります。町では年齢要件に関わらず、第3子以降は無料となります。該当すると思われる方には、通知します。

お問い合わせ

子育て支援課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kosodate@town.yokoze.saitama.jp
横瀬町保育所 TEL 0494-22-1802 / FAX 0494-22-1604 / E-mail hoikujo@town.yokoze.saitama.jp

小学校等入学祝い金 ※中学校入学者を養育している方も対象です。

小学校等入学予定児童や生徒の保護者に対し、入学祝い金として商品券の支給をすることで、子育て世帯の経済的負担の軽減および商工の活性化を目的としています。

対象者	町内に住所を有し、引き続き町内に居住見込みで、申請日に町税に滞納がなく、小学校や中学校、特別支援学校小・中学部に入学する児童等を養育している方
支給内容	児童等1人につき商品券1万円分
申請に必要なもの	① 小学校等入学祝い金支給申請書 ② 印鑑
注意	該当者には、事前に通知します。

お問い合わせ

子育て支援課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kosodate@town.yokoze.saitama.jp

検定受検料の助成

小中学生の受検機会拡大と学力向上を目的として、町内に住む小中学生が以下3種類の検定を受検する際、受検料の一部を助成します。

対象者	町内に住所を有し、検定を受検した小中学生の保護者
対象となる検定	① 実用英語技能検定(公益財団法人日本英語検定協会) ② 日本漢字能力検定(公益財団法人日本漢字能力検定協会) ③ 実用数学技能検定(公益財団法人日本数学検定協会)
支給内容	受検者1人につき、1回あたり1,000円
助成回数	それぞれの検定に対し、1年度あたり1回の助成となります。 (3種類とも受検すると、1年度で計3,000円の交付となります。受検した級が違ってても、同種の検定の場合は1年度で1回の申請となります)
注意	検定受検日の属する年度の3月31日までに申請してください。 (例:平成30年6月4日受検 → 平成31年3月31日まで)

お問い合わせ

教育委員会 TEL 0494-25-0118 / FAX 0494-23-9349 / E-mail kyouiku@town.yokoze.saitama.jp

就学援助費の支給

学用品費や学校給食費等の支払いにお困りの世帯に対して、費用の一部を援助します。

対象者	町内に住所を有し、町内の小・中学校に通う子どものいる世帯で、経済的要件に基づき、教育委員会で審査し認定した方
支給内容	学用品費、通学用品費、校外活動費(交通費・見学料のみ)、新入学用品費、修学旅行費(限度額あり)、学校給食費(実費分)、医療費(対象は、伝染病または学習に支障を生ずるおそれのある疾病で、学校から治療の指示を受けたものに限る)
申請に必要なもの	① 就学援助費受給申請書兼世帯票 ② 世帯の所得が証明できるもの(詳しくはお問い合わせください) ③ 印鑑

お問い合わせ

教育委員会 TEL 0494-25-0118 / FAX 0494-23-9349 / E-mail kyouiku@town.yokoze.saitama.jp

学校給食費の助成

小学校・中学校および特別支援学校の小・中学部までに2人以上の在籍児童等のいる保護者に対して、2人目以降の学校給食費を助成します。

対象者	小学校・中学校および特別支援学校の小・中学部までに2人以上の在籍児童等のいる保護者
支給内容	小学生 月額 3,800 円を限度 / 中学生 月額 4,400 円を限度
申請に必要なもの	① 学校給食費助成金支給申請書 ② 印鑑

お問い合わせ

教育委員会 TEL 0494-25-0118 / FAX 0494-23-9349 / E-mail kyouiku@town.yokoze.saitama.jp

4 子どもの障がいがあったら

手帳の交付

※個人番号(マイナンバー)が必要になります。

身体障害者手帳

身体の障がい固定された方(障がいによって発症からおおむね6か月以上の経過が必要)に交付されます。

対象者	視覚(視力の低下・視野が狭い)、聴覚(耳が聞こえない・聞こえづらい)、音声・言語・そしゃく(話すことができない)、肢体不自由(身体の一部が欠けている、または不自由)、内部(心臓・腎臓・呼吸器・直腸・膀胱・小腸・肝臓・免疫)等の身体的に障がいがある方
申請に必要なもの	① 身体障害者手帳交付等申請(届)書 ② 診断書(障がいの部位により様式が異なります) ③ 印鑑 ④ 請求者等の個人番号がわかるもの(通知カード等)

療育手帳(みどりの手帳)

知的な障がいがあり、手帳を取得する意思のある方に交付されます。

対象者	18歳以下で発症し、知的な遅れがあってIQが概ね70以下の方 (判定機関での心理判定、医学判定、調査結果等を総合的に判断して決定します)
申請に必要なもの	① 療育手帳(みどりの手帳)交付申請書 ② 印鑑

お問い合わせ

健康づくり課 TEL 0494-25-0116 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

障害児福祉手当

在宅で日常生活を送る重度障がいのある児童に対して手当を支給します。

対象者	① 20歳未満であって、身体障害者手帳の1級および2級の一部の方 ② 療育手帳の(A)(最重度)の方 ③ 精神障がい、血液疾患等で、①②と同程度の方 ※障害年金を受給している方、および施設に入所の方は除きます。
支給内容	◆支給開始 申請をした翌月分から支給されます。 ◆支給時期 2月(11~1月分)、5月(2~4月分)、8月(5月~7月分)、11月(8月~10月分)
申請に必要なもの	① 障害児福祉手当認定請求書 ② 所得状況届 ③ 診断書(所定の様式) ④ 印鑑 ⑤ 申請者本人名義の口座番号が確認できるもの(通帳、キャッシュカード等) ※その他、事情に応じて必要な書類があります。
注意	請求する方やその配偶者および同居等生計を同じくしている扶養義務者(申請者の直系血族、兄弟姉妹)の所得により、手当の支給に制限があります。

お問い合わせ

秩父保健所 TEL 0494-22-3824 / FAX 0494-22-2798

健康づくり課 TEL 0494-25-0116 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

特別児童扶養手当

※個人番号(マイナンバー)が必要になります。

20歳未満で精神・知的または身体に障がいのある児童の父母等に支給されます。障害者手帳の判断基準とは異なります。

対象者	精神、知的または身体障がい等(内部障がいも含む)で、政令に定める程度以上の障がいがある20歳未満の児童を監護している、父、母または父母に代わってその児童を養育している方 ※次のような場合には、手当が受けられません。 ① 児童が障がいによる公的年金を受けることができる場合 ② 児童福祉施設等(通園施設は除く)に児童が入所している場合
支給内容	◆支給開始 申請をした翌月分から支給されます。 ◆支給時期 4月(12~3月分)、8月(4~7月分)、11月(8月~11月分)
申請に必要なもの	① 特別児童扶養手当認定請求書 ② 請求者および対象児童の戸籍謄本または抄本(請求日前1か月以内に発行のもの) ③ 請求者および対象児童の属する世帯全員の住民票(請求日前1か月以内発行のもので本籍等を省略していないもの) ④ 年金情報や障がい状況が確認できるもの(年金手帳、身体障害者手帳等) ⑤ 印鑑 ⑥ 請求者および配偶者、対象児童の個人番号がわかるもの(通知カード等) ⑦ 申請者本人名義の口座番号が確認できるもの(通帳、キャッシュカード等) ※その他、事情に応じて必要な書類があります。
注意	支給認定を受けた後、引き続き手当を受け取るためには、毎年8月に所得状況届の提出が必要となります。 請求する方やその配偶者および同居等生計を同じくしている扶養義務者(申請者の直系血族、兄弟姉妹)の所得により、手当の支給に制限があります。 本人または家族に一定の所得があるときは、その年度は支給停止になります。

お問い合わせ

子育て支援課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kosodate@town.yokoze.saitama.jp



医療費の助成

※個人番号(マイナンバー)が必要になります。

小児慢性特定疾病医療

18歳未満の児童等の国が指定した疾病(小児慢性特定疾病)の医療にかかる費用の一部を助成します。

対象者	何らかの医療保険に加入し、国が指定した疾病(小児慢性特定疾病)の治療を受けている18歳未満の児童
申請に必要なもの	① 申請書 ② 小児慢性特定疾病医療意見書(主治医に記載していただいでください) ③ 障害年金証書の写しまたは身体障害者手帳の写し ④ 健康保険証 ※その他、事情に応じて必要な書類があります。
注意	保護者や児童等と同じ医療保険に加入する方の所得および児童等の状態により、月額自己負担額(上限額)が異なります。

お問い合わせ

秩父保健所 TEL 0494-22-3824 / FAX 0494-22-2798

自立支援医療(育成医療)

生まれつき、あるいは病気等で身体に障がいのある18歳未満の児童が、必要な治療を指定医療機関で受ける場合に、保険診療による自己負担分を助成します。

対象者	肢体不自由、視覚、音声、言語、そしゃく等の各種機能障がい、または内部障がいのある18歳未満の児童
申請に必要なもの	① 自立支援医療費(育成医療)支給認定申請書 ② 自立支援医療(育成医療)意見書(診断書)(主治医に記載していただいでください) ③ 世帯調書 ④ 所得証明書(生保受給証明書、市県民税所得証明書または非課税証明書等) ⑤ 健康保険証(受診者および同じ健康保険の加入者全員のもの) ⑥ 申請者本人名義の口座番号が確認できるもの(通帳、キャッシュカード等) ⑦ 請求書等の個人番号がわかるもの(通知カード等)
注意	所得により、月額自己負担額(上限額)が異なります。 入院の場合の差額ベッド代は、対象になりません。

お問い合わせ

健康づくり課 TEL 0494-25-0116 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

重度心身障害者医療

重度の心身障がい児者が医療機関等で診療を受けたときに、医療費の一部や入院時の食事代を助成します。

対象者	① 身体障害者手帳1級・2級・3級を所持している方 ② 療育手帳(A)・A・Bを所持している方 ③ 精神障害保健福祉手帳1級を所持している方 ④ 65歳以上で、後期高齢者医療に基づく障害認定を受けた方 ・身体障害者手帳4級の一部 ・精神障害者保健福祉手帳1級・2級 ・国民年金障害基礎年金証書1級・2級
申請に必要なもの	① 重度心身障害者医療費受給資格登録申請書(受給資格登録の際に提出) ② 重度心身障害者医療費請求書(医療費支給申請の際に提出) ③ 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳 ④ 健康保険証(後期高齢者医療被保険者証を含む) ⑤ 印鑑 ⑥ 申請者本人名義の口座番号が確認できるもの(通帳、キャッシュカード等)
注意	食事代は、限度額認定を受けた方のみ対象となります。 健康保険から支給される高額療養費や家族療養附加金、精神病床への入院に要した医療費(対象者③のみ)は、対象外となります。

お問い合わせ

健康づくり課 TEL 0494-25-0116 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

障害者総合支援法に基づくサービス

障がい児の自己選択と自己決定を尊重し、自分らしく暮らしていける社会の実現のため、福祉サービスを提供する制度です。

対象者	① 18歳未満の障がい児 ② 障害者総合支援法で指定される難病のため、日常生活に相当な制限を受ける方
サービス内容	◆介護給付 生活上または療養上の必要な介護を行います。 ◆訓練等給付 自立した日常生活や社会生活がおくれるよう、または就労等につながる支援等を行います。 ◆地域生活支援事業 ・日中一時支援：日中活動の場を確保し、家族の就労や休息を支援します。 ・移動支援：外出等、屋外の移動が円滑にできるように支援します。 ・地域活動支援センター： 創作的活動または生産活動の提供、社会との交流の促進等を図るための通所の場です。 ・相談支援事業： 障がいのある方やその保護者・介護者等からの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。 ・その他の日常生活または社会生活支援
申請に必要なもの	① 介護給付費等支給申請書 ② 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳 ③ 印鑑 ④ 請求者および対象者等の個人番号がわかるもの（通知カード等） ※その他、事情に応じて必要な書類があります。
注意	申請後、障がいの多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分(障害支援区分)の認定を行います。 世帯の所得税額に応じて、月額の利用者負担金の上限があります。

お問い合わせ

健康づくり課 TEL 0494-25-0116 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

児童福祉法に基づくサービス

障がい児を対象としたサービスは、児童福祉法に基づいて行われています。

対象者	① 18歳未満の障がい児 ② 障害者総合支援法で指定される難病のため、日常生活に相当な制限を受ける方
サービス内容	◆児童発達支援 / 医療型児童発達支援 日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。 ◆放課後等デイサービス 学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に放課後等の居場所づくりを行います。 ◆保育所等訪問支援 障がい児以外の児童との集団生活の場を訪問し、専門的な支援等を行います。
申請に必要なもの	① 障害児通所給付費支給申請書 ② 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳 ③ 印鑑 ④ 請求者および対象者等の個人番号がわかるもの（通知カード等） ※その他、事情に応じて必要な書類があります。
注意	世帯の所得税額に応じて、月額の利用者負担金の上限があります。

お問い合わせ

健康づくり課 TEL 0494-25-0116 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

5 子どもを預けたいとき

ファミリー・サポート・センター事業

子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての援助を行いたい方（利用会員）とをつなぐ有償ボランティアの会員組織です。病後児の預かりも行っていきます。事前に会員登録が必要です。

対象	◆依頼会員 生後6か月から小学校6年生までの子どもを持つ保護者 例えば、こんな場合に依頼できます。 ○保護者の病気やけが、入院等のため、一時的に子どもを預かってほしい。 ○保護者の冠婚葬祭等のため、一時的に子どもを預かってほしい。 ○保護者の仕事の都合のため、一時的に子どもを預かってほしい。 ○保育施設や学校等の開始前や終了後、一時的に子どもを預かってほしい。 ○子どもの保育施設や学校、習い事等への送迎をしてほしい。 ○保護者の育児疲れのリフレッシュのため、一時的に子どもを預かってほしい。 ○子どもが病気の回復期で保育施設や学校に行けない間、一時的に預かってほしい。
	◆協力会員 18歳以上の健康でファミリー・サポート・センターの趣旨を理解していただける方サポートに関する知識を学ぶために講習会を受けることができる方 ◆両方会員 依頼会員と協力会員の両方の条件を満たす方 ※いずれの会員登録も無料です。 会員登録の際は、事前に秩父ファミリー・サポート・センターに連絡してください。
利用時間 利用料金	基本時間は1時間です(1時間に満たない場合は1時間で換算します)。 1時間を超えた場合は、30分単位(半額)とします。 8:00~19:00 600円(平日) / 700円(土曜・日曜・祝日) 上記以外の時間帯 700円(平日) / 800円(土曜・日曜・祝日) 【病後児】 8:00~19:00 900円(平日) / 1,050円(土曜・日曜・祝日) 【病後児】 上記以外の時間帯 1,050円(平日) / 1,200円(土曜・日曜・祝日)
利用の流れ	<p>会員登録 → サポート依頼 → 協力会員との事前打ち合わせ → サポート活動 → 料金支払いサポート報告</p>
注意	前日までのキャンセルは無料です。 当日のキャンセルには、1時間分の料金が発生します。 無断でキャンセルをした場合は、依頼した時間分の全額をお支払いいただきます。

お問い合わせ

秩父ファミリー・サポート・センター（秩父市シルバー人材センター内）
 TEL 0494-21-3311
 子育て支援課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kosodate@town.yokoze.saitama.jp

保育所

施設名	所在地・電話番号	対象年齢	開所時間	
			平日	土曜日
公立 横瀬町保育所	横瀬町大字横瀬1243-1 ☎ 0494-22-1802	生後8か月から	7:30~18:30	7:30~18:30
公立 影森保育所	秩父市下影森1081 ☎ 0494-22-1544	生後8か月から	7:30~18:30	7:30~12:30
公立 永田保育所	秩父市永田町9-22 ☎ 0494-22-1805	生後8か月から	7:30~18:30	7:30~18:30
公立 花の木保育所	秩父市上町3-21-9 ☎ 0494-22-2217	生後8か月から	7:00~19:00	7:00~19:00
公立 日野田保育所	秩父市日野田町1-9-27 ☎ 0494-22-1806	生後8か月から	7:30~18:30	7:30~12:30
公立 吉田保育所	秩父市下吉田3912-3 ☎ 0494-77-1145	生後8か月から	7:30~18:30	7:30~12:30
私立 風の森保育園	秩父市山田712-1 ☎ 0494-26-6622	生後57日から	7:00~18:30	7:30~18:00
私立 くわの実保育園	秩父市黒谷1163-1 ☎ 0494-24-4455	生後57日から	7:30~19:00	7:30~13:30
私立 秩父かなめ保育園	秩父市大畑町5-4 ☎ 0494-23-2022	生後57日から	7:15~18:15	7:15~12:15
私立 秩父若葉保育園	秩父市金室町11-4 ☎ 0494-24-3347	生後57日から	7:30~18:30	7:30~17:30
私立 みどりのこ保育園	秩父市寺尾1547-1 ☎ 0494-25-6655	生後57日から	7:30~19:00	7:30~18:30
私立 山田保育園	秩父市山田1404-1 ☎ 0494-23-1396	生後6か月から	7:30~19:00	7:30~12:30
私立 わどうの森保育園	秩父市大野原3052-2 ☎ 0494-26-7840	生後57日から	7:00~18:30	7:30~18:00

※開所時間は、保育時間・時間外保育・延長保育の時間を含みます。

一時保育事業

保護者の病気、災害、事故、出産、冠婚葬祭等により、緊急・一時的に家庭で子どもの保育ができない場合、横瀬町保育所で保育を行います。

対象者	町内に住所を有する生後1歳から就学前の子どもで、保護者が次のような事情により、緊急・一時的に保育ができない場合に利用できます。 ① 非定型保育サービス事業 保護者の就労により、家庭での保育が断続的に困難となる場合に保育を行います。 ② 緊急保育サービス事業 保護者の病気やけが、入院等により緊急・一時的に保育を行います。 ③ リフレッシュ保育サービス事業 保護者の育児に伴う心理的、身体的負担感を解消するため、一時的に保育を行います。
定員	1日あたり5名
利用時間	平日 8:00~17:15 ※休日 土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日~1月3日）
保育料	児童1人につき、1日あたり2,000円
注意	希望者は、事前に横瀬町保育所にお問い合わせください。

お問い合わせ

横瀬町保育所 TEL 0494-22-1802 / FAX 0494-22-1604 / E-mail hoikujo@town.yokoze.saitama.jp

認定こども園（幼保連携型）

施設名	所在地・電話番号	対象年齢	開所時間(延長保育時間を含む)	
			平日	土曜日
幼保連携型認定こども園 * 秩父ほうしょう幼稚園	横瀬町大字横瀬6208-1 ☎ 0494-22-4343	生後10か月から	7:00~18:00	7:00~18:00
秩父こども園 (平成30年度移転予定)	秩父市下宮地町	生後57日から	7:30~19:00	7:30~18:30
秩父こども園 分園	秩父市東町26-7 ☎ 0494-22-1385	生後57日から 2歳児まで	7:30~19:00	7:30~18:30
大畑こども園	秩父市大畑町4-64 ☎ 0494-24-8221	生後57日から	7:00~19:00	7:30~18:00
* 秩父さくら幼稚園	秩父市上町3-10-10 ☎ 0494-22-0632	生後57日から	7:30~19:00	7:30~18:30
* かみたのこども園	秩父市荒川上田野994-15 ☎ 0494-53-4030	生後57日から	7:00~18:00	7:30~12:00
* 秩父ふたばこども園	秩父市中宮地町26-21 ☎ 0494-23-8666	満1歳から	7:30~19:00	7:30~18:30

*平成30年4月より認定こども園として開園予定

幼稚園

施設名	所在地	電話番号
公立 荒川幼稚園	秩父市荒川日野87-1	☎ 0494-54-3030
公立 久那幼稚園	秩父市久那2183-1	☎ 0494-22-1502
公立 吉田幼稚園	秩父市下吉田3912	☎ 0494-77-0796
私立 秩父国際幼稚園	秩父市上町2-17-34	☎ 0494-22-0837
私立 秩父緑ガ丘幼稚園	秩父市寺尾1548	☎ 0494-23-9300



学童保育室

保護者等が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業の終了した放課後に生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行い児童の健全育成を行います。横瀬児童館内に設置しています。

対象者	町内に住所を有する原則として小学1年生～6年生までの児童で、次のような事情の場合に利用できます。 ○保護者が就労等により昼間留守になる ○保護者に病気やけが、または心身の障がいがある ○その他の理由で、明らかに保護者が児童の保育ができない状態である
定員	50名
利用時間	学校の授業日 放課後～18:30 学校休業日等 7:30～18:30
利用料	児童1人あたり5,800円(月額) ※保護者会費2,000円(月額)を別途負担していただきます。
申請に必要なもの	①横瀬町学童保育室入室申請書 ②横瀬町学童保育室学童家庭調査票 ③保護者の就労証明書 保護者に疾病または心身に障がいがある場合は、医師の診断書または療育手帳ならびに身体障害者手帳の写し等 ※家庭の事情により、その他の書類の提出をお願いする場合があります。
注意	保護者もしくはそれに代わる方が必ず迎えに来てください。 入室中の児童についても、新年度には改めて申請が必要です。

お問い合わせ

横瀬児童館 TEL 0494-22-2072 / FAX 0494-22-2072 / E-mail jidoukan@town.yokoze.saitama.jp

放課後等子ども教室

児童の放課後における体験活動や交流活動を支援するため、横瀬小学校内に設置しています。

対象者	横瀬小学校に通学する1年生から2年生で、開室日に毎日通室し、時間内に保護者が迎えに来られる方。 (但し、定員に余裕がある場合は、3年生以上も受け入れる場合があります。)
定員	40名
利用時間	学校の授業日 放課後～17:30 長期休業日 8:00～17:30
利用料	無料 ※傷害保険料(年額800円)を別途負担していただきます。
募集時期	毎年12月中旬から翌年1月中旬に、翌年度入室希望者を募集します。
申請に必要なもの	横瀬町放課後等子ども教室入室申請書
注意	学童保育室への入室申請書を提出している方は、結果が出てから申請してください。 入室中の児童についても、新年度には改めて申請が必要です。 定員に満たない場合は、随時入室は可能です。

お問い合わせ

教育委員会 TEL 0494-25-0118 / FAX 0494-23-9349 / E-mail kyouiku@town.yokoze.saitama.jp

子ども同士・親同士の集まる場

ベビーマッサージ

お母さんのあたたかく優しい手で直接赤ちゃんの肌に触れながら行うマッサージです。赤ちゃんの目を見て、歌を歌いながらとても楽しい時間を過ごすことができます。

対象者	おおむね生後10か月までの乳児とその保護者
利用方法	事前の申し込みが必要です。電話で子育て支援課へお申し込みください。

お問い合わせ

子育て支援課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kosodate@town.yokoze.saitama.jp

育児学級 赤ちゃんくらぶ

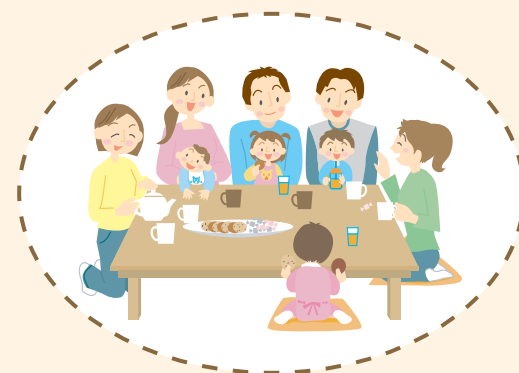
赤ちゃん体操や親子遊び、保健師の話等を行います。赤ちゃんとお母さんの楽しい時間が過ごせます。

日時・会場	毎月第1火曜日 10:00～11:30 (祝日等により変更する場合があります) 総合福祉センター / 受付時間 10:00～10:30
-------	--

対象者	0歳児から1歳6か月児とその保護者
利用方法	初回の参加のみ予約が必要です。電話で子育て支援課へお申し込みください。

お問い合わせ

子育て支援課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kosodate@town.yokoze.saitama.jp



横瀬児童館

児童福祉法に基づき、児童に健全な遊びを与え、個別的、集団的に指導することで健康を増進し、情操を豊かにするとともに、児童の健全育成を目的としています。

乳幼児の親子から18歳までの児童が安心して集い安全に楽しく遊ぶことのできる居場所づくりや、子どもに楽しい遊びの提供をしています。

対象者	18歳未満のすべての子どもとその保護者
利用時間	<p>◆児童の利用時間 9:00～17:00 【指導時間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保護者同伴の幼児 9:00～12:00(月～金曜日)／13:00～15:00(火・木・金曜日) ○小学生以上の児童 13:00～17:00 <p>◆団体の利用時間 9:00～21:30 ※休日 土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月28日～1月4日)</p>



地域子育て支援拠点

横瀬児童館内に設置され、子育て中の親子が気軽に集まり交流のできる居場所を提供しています。ママのための講習会や子育て相談等も実施し、頑張るママを応援します。

●かわせみひろば

会場	児童館内
指導時間	火・木・金曜日 9:00～12:00、13:00～15:00

●出張ひろば「メープルの森」

会場	旧芦ヶ久保小学校 2階 仲良しルーム
指導時間	毎週月曜日(変更になる場合もあります) 10:00～15:00



お問い合わせ

横瀬児童館 TEL 0494-22-2072 / FAX 0494-22-2072 / E-mail jidoukan@town.yokoze.saitama.jp

7 子育ての相談窓口

子育て総合相談窓口

子育てに関するどんなことでも結構です。どこに相談してよいかわからない、そんなときは総合相談窓口へお越しください。

対象者	子育て中の方、その家族、どなたでもご相談ください。
利用方法	子育て支援課窓口へ直接お越しください。

お問い合わせ

子育て支援課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kosodate@town.yokoze.saitama.jp

地域子育て支援センター

横瀬町保育所内に設置され、子育て相談や保育所園庭開放を行い、子育てを応援しています。

子育て相談

子どもがおっぱいを飲まない、子どもにどう関わったらよいかわからない、引越して来たばかりで近所の情報が欲しい、子どもを連れて遊びに行く場所がわからない…子育てで困ったことや聞いてみたいことがありましたら、お気軽にご相談ください。

対象者	子育て中の方、その家族、どなたでもご相談ください。
利用方法	面接による相談と電話による相談があります。面接による相談をご希望の方は、保育所へ電話で日時を予約してください。

保育所園庭開放

保育所等に入っていない子どもとそのご家族を対象に、園庭を開放しています。

対象者	就園前の児童とその保護者
利用時間	毎月第4土曜日 9:00～12:00

お問い合わせ

横瀬町保育所 TEL 0494-22-1802 / FAX 0494-22-1604 / E-mail hoikujo@town.yokoze.saitama.jp

8 病気やけが、災害に備えて

急病のときの連絡先

埼玉県小児救急電話相談

夜間や休日の子どもの急病で、病院へ連れて行こうか迷ったときにご利用ください。経験豊富な看護師が相談にお応えします。

連絡先	NTT プッシュ回線電話・携帯電話 ダイヤル回線電話・IP 電話・ひかり電話	#7119 048-824-4199
受付時間	24時間365日	

休日急患当番医

毎月の「広報よこぜ」や秩父消防本部「病院案内」ホームページをご覧ください。秩父消防本部へお問い合わせください。

当番医	「広報よこぜ」ホームページ 「病院案内」ホームページ 秩父消防本部指令課	http://www.town.yokoze.saitama.jp/soshiki/machi/hisyo/kouhou.html http://www.chichibu-ne.jp/~cfd/htm/fream24.htm 0494-21-0119
-----	--	--

平日夜間小児一次(初期)救急診療

小児科医または小児科以外の各診療科の医師による小児の一次(初期)救急診療です。あくまでも救急診療であり、一般の夜間診療ではありません。従って、スタッフや検査、処置等に限界があります。早くから症状のある場合は、できるだけ昼間に小児科医やかかりつけ医を受診してください。

当番医	「広報よこぜ」ホームページ 「秩父都市医師会」ホームページ 秩父消防本部指令課	http://www.town.yokoze.saitama.jp/soshiki/machi/hisyo/kouhou.html http://chichibu-ishikai.jp/child/index.html 0494-21-0119
診療時間	月～金曜日 19:30～22:00	
注意	受診の際は、あらかじめ電話にて医療機関に連絡してから受診してください。緊急を要するけがや病気の際の利用にご協力ください。	

薬物等を誤飲してしまったとき

化学物質(たばこや家庭用品等)、医薬品、動植物の毒等によって起こる急性の中毒について、実際に事故が発生している場合に限定して情報を提供しています。

中毒110番	つくば 029-852-9999 365日 9:00～21:00 大阪 072-727-2499 365日 24時間対応
たばこ専用電話	072-726-9922 365日 24時間対応(テープによる情報提供)

自動体外式除細動器(AED)の配備

町内の以下の施設に、自動体外式除細動器(AED)が設置されています。

設置施設	横瀬町役場	横瀬町総合福祉センター	横瀬町町民会館
	横瀬町保育所	横瀬児童館	横瀬町消防団第一分団第二班詰所(苅米公会堂となり)
	横瀬町スポーツ交流館	横瀬町立横瀬小学校	横瀬町立横瀬中学校
	横瀬町町民グラウンド	旧芦ヶ久保小学校	秩父消防署東分署
	秩父ほうしょう幼稚園	松田医院	荒船医院
	新井歯科クリニック	たばた歯科医院	ライフアップサポートおたっしゅ倶楽部
	ウエルハイム・ヨコゼ	なでしこ	さやかワークセンター
	武蔵野銀行横瀬支店	西武鉄道 横瀬駅	西武鉄道 芦ヶ久保駅
	三菱マテリアル(株)	秩父石灰工業(株)	菱光石灰工業(株)
	埼玉県県民の森	ウエルシア秩父横瀬店	秩父自動車学校
	デイサービスほのか	道の駅 果樹公園あしがくぼ	さがみ典礼 フジヤホール秩父
	注意	必ずしも常時使用可能とは限りませんので、ご了承ください。また、設置状況は変更になっている場合があります。	

お問い合わせ

健康づくり課 TEL 0494-25-0116 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kenkou@town.yokoze.saitama.jp

子どもや乳幼児のための防災備蓄品

災害時に備えて、子育て世帯向けに以下の防災用品等を備蓄しています。その他にも災害用品を備蓄しています。

主な備蓄品	毛布	ブランケット(保湿アルミ)	紙おむつ	粉ミルク(スティックタイプ)
	飲料水	子ども用おかゆ	子ども用ビスケット	

お問い合わせ

総務課 TEL 0494-25-0111 / FAX 0494-23-9349 / E-mail soumu@town.yokoze.saitama.jp



子育てを応援するネットワークや事業

要保護児童対策地域協議会

妊娠中から子どもや家族を地域で見守り、支援していくネットワークです。協議会の関係機関は、保育所、幼稚園、小中学校、医療機関、警察署、児童相談所、民生委員児童委員協議会、母子愛育会等で構成されています。協議会では、児童虐待の疑いだけでなく、育児が困難な家庭や不適切なしつけをしている家庭への早期対応に心がけ、地域全体で子育てを応援しています。近くで心配な親子がいる場合や児童虐待が疑われる場合等がありましたら、子どものためにご連絡ください。通報や相談の秘密は守られます。

お問い合わせ

子育て支援課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kosodate@town.yokoze.saitama.jp

児童虐待の防止

子育ての悩みや不安をひとりで抱え込むことが、児童虐待につながることもあります。悩んだときは相談してみましょう。

身体的虐待

身体にけがをさせたり生命に危険を及ぼすような行為

ネグレクト (養育放棄・怠慢)

子どもの生活の面倒を見なかったり安全への配慮をしない行為

心理的虐待

言葉による脅かしや無視などで子どもの心を傷つける行為

性的虐待

子どもにわいせつな行為をしたり性的関係を強要したりする行為

児童相談所全国共通ダイヤル

電話番号

189 または **0570-064-000** お近くの児童相談所につながります。
※一部のIP電話からはつながりません。通話料がかかります。

お問い合わせ

子育て支援課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kosodate@town.yokoze.saitama.jp

母子愛育会

子どもが健やかに生まれ育ち、病気・障がいがあっても、高齢になっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことを目的として活動しています。お住まいの地域の担当班員さんが、声かけや見守りを通して家族の健康づくりのお手伝いをしています。

お問い合わせ

子育て支援課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kosodate@town.yokoze.saitama.jp

パパ・ママ応援ショップ事業

「パパ・ママ応援ショップ優待カード」を協賛店舗で提示すると割引等のサービスが受けられる、妊娠中の方および子どものいる家庭への優待制度です。

「パパ・ママ応援ショップ」は埼玉県内に10,000店以上あります。優待カードを提示すると、店舗別にいろいろな特典が受けられます。

協賛店舗や特典の内容は、埼玉県ホームページ「パパ・ママ応援ショップ(子育て家庭への優待制度)」
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0607/ouen/index.html> をご覧ください。

優待カードを協賛店舗で提示すると特典が受けられます。



協賛店舗はステッカーやポスターが目印です。

対象者	妊娠中の方および18歳に達して次の3月31日を迎えるまでの子どもがいる家庭
利用方法	母子健康手帳や子ども医療費受給資格証等、お子さんや保護者の住所や生年月日を確認できるものを子育て支援課窓口へご持参ください。無料で発行いたします。

お問い合わせ

埼玉県福祉部 少子政策課 総務・子育てムーブメント担当 TEL 048-830-3343 / FAX 048-830-4784
子育て支援課 TEL 0494-25-0110 / FAX 0494-21-5155 / E-mail kosodate@town.yokoze.saitama.jp

